

手数料の名称		手数料の額	
54	低炭素建築物新築等計画 認定申請 (法54条1項) ※低炭素基準適合証の 添付がない場合	ア～ウまでの部分ごとに規定する手数料の額を合算した額	
		ア 住宅の住戸部分の戸数 1件につき	
		1戸のもの	32,000円
		2戸以上5戸以内のもの	64,000円
		6戸以上10戸以内のもの	91,000円
		11戸以上25戸以内のもの	128,000円
		26戸以上50戸以内のもの	184,000円
		51戸以上100戸以内のもの	262,000円
		101戸以上200戸以内のもの	357,000円
		201戸以上300戸以内のもの	467,000円
		301戸以上のもの	548,000円
		イ 住宅の共用部分の床面積の合計 1件につき	
		300㎡以内のもの	101,000円
		300㎡を超え2,000㎡以内のもの	169,000円
		2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	262,000円
		5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	336,000円
		10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	403,000円
		25,000㎡を超えるもの	469,000円
		ウ 非住宅部分の床面積の合計 1件につき	
		300㎡以内のもの	224,000円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	358,000円		
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	509,000円		
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	623,000円		
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	737,000円		
25,000㎡を超えるもの	841,000円		
54	低炭素建築物新築等計画 認定申請 (法54条1項) ※低炭素基準適合証の 添付がある場合	ア～ウまでの部分ごとに規定する手数料の額を合算した額	
		ア 住宅の住戸部分の戸数 1件につき	
		1戸のもの	4,000円
		2戸以上5戸以内のもの	9,000円
		6戸以上10戸以内のもの	16,000円
		11戸以上25戸以内のもの	27,000円
		26戸以上50戸以内のもの	43,000円
		51戸以上100戸以内のもの	76,000円
		101戸以上200戸以内のもの	122,000円
		201戸以上300戸以内のもの	153,000円
		301戸以上のもの	163,000円
		イ 住宅の共用部分の床面積の合計 1件につき	
		300㎡以内のもの	9,000円
		300㎡を超え2,000㎡以内のもの	27,000円
		2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	76,000円
		5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	120,000円
		10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	153,000円
		25,000㎡を超えるもの	190,000円
		ウ 非住宅部分の床面積の合計 1件につき	
		300㎡以内のもの	9,000円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	27,000円		
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	76,000円		
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	120,000円		
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	153,000円		
25,000㎡を超えるもの	190,000円		
55	低炭素建築物新築等計画 変更認定申請 (法55条1項)	増加する住戸の数又は共用部分及び非住家部分の 床面積の手数料に、変更する住戸の数又は 共用部分及び非住家部分の床面積の手数料に 2分の1を乗じて得た額を加算した額	
56	低炭素建築物新築等計画認定 及び建築確認申請 (法54条2項)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額に 建築確認申請手数料の額を加算した額	